おかえ Re ターン海陽・奨学金支援事業助成金制度

海陽町では、平成 31 年 4 月より本町へのUターン及び定住、町内又は通勤可能な市町村（以下「地元」という。）就職の促進を図るため、奨学金の貸与を受け、大学・専門学校等に就学した学生が卒業後に本町に居住して就職された場合に、返還する奨学金の一部又は全部を助成いたします。

★助成内容

4 年制大学等へ進学した場合　最大２４０万円（24 万円×10 年間）

◆助成金額　申請年度に返還した利息を含む奨学金の額（月２万円が上限）

※短期大学（2 年）の場合は最大 120 万円になります。

※申請年度内に転出した場合は、助成が受けられません。また、離職した場合は減額となります。

◆助成期間　10 年間（最長）

※新規学卒者として最初の返還月を含む年度から最長 10 年間。（対象となる奨学金と重複して町奨学金の貸与を受けている者は、町奨学金の最初の返還年度から申請を開始することができます。）

★対象者

次の条件をすべて満たす方

① 交付申請時までに海陽町に住民登録をし、居住している方
② 交付申請時までに地元で就職し、現在も働いている（主婦（夫）も含む）方
　ただし、公務員等（正規職員）は除く
③ 海陽町内の小学校又は中学校を卒業した方　あるいは徳島県立海部高等学校を卒業した方
④ 奨学金の貸与を受けて大学等に進学し、卒業した方又は中途退学した方
⑤ 奨学金の返還を行っており、滞納がない方
⑥ 町税等に滞納がない方
⑦ 奨学金にかかる他の助成制度及び給付制度を受けていない方

★対象となる奨学金

① 海陽町奨学金
② 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第 1 種奨学金・第２種奨学金）
③ 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会　生活福祉資金貸付制度（教育支援費）

※繰上げ返還した奨学金分は助成対象となりません。

★助成金の申請から交付までの流れ

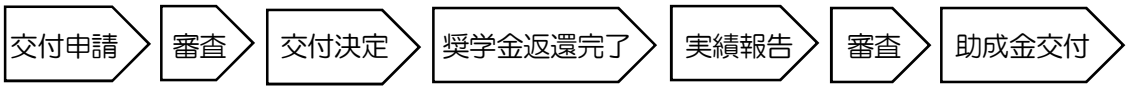

※申請者は、交付申請と実績報告の時に関係書類を提出してください。

★申請受付期間

●継続の方（令和６年度まで受給されていた方）

令和７年５月１日から５月31日まで

●新規の方（令和７年度から申請もしくは年度途中で転入された方）

海陽町に住所を有した日から随時受付（申請は転入月の間にお願いします）

※月末に転入された方は、翌月10日までに申請をお願いします。

※申請が転入月から遅れた場合は、遡及して受給することはできませんのでご注意ください。

※交付対象は、申請のあった翌月の返還分からとなります。

★申請書類

① おかえReターン海陽・奨学金支援事業助成金交付（再交付）申請書（様式第１号）
② 運転免許証等本人確認書類の写し
③ 住民票抄本
④ 徳島県立海部高等学校を卒業したことが確認できる書類の写し（町内小中学校卒業生以外の徳島県立海部高等学校卒業者のみ）
⑤ 大学等を卒業したこと又は退学したことが確認できる書類の写し
⑥ 奨学金の貸与機関が発行する貸与が確認できるもの（海陽町奨学金貸与者は不要）
⑦ 申請年度に返還すべき奨学金の返還金額が確認できるもの（海陽町奨学金貸与者は不要）
⑧ 奨学金の借入残額が確認できるもの（海陽町奨学金貸与者は不要）
⑨ 勤務先が確認できる健康保険被保険者証又はこれに類する書類の写し（自営又は家業に就労している場合は法人の登記簿、定款又はこれに類する書類の写し）

★申請方法

申請書類を持参又は郵送により、教育委員会に提出してください。

（申請書の様式は海陽町ホームページからもダウンロードできます。）

★対象となるケース（参考例）

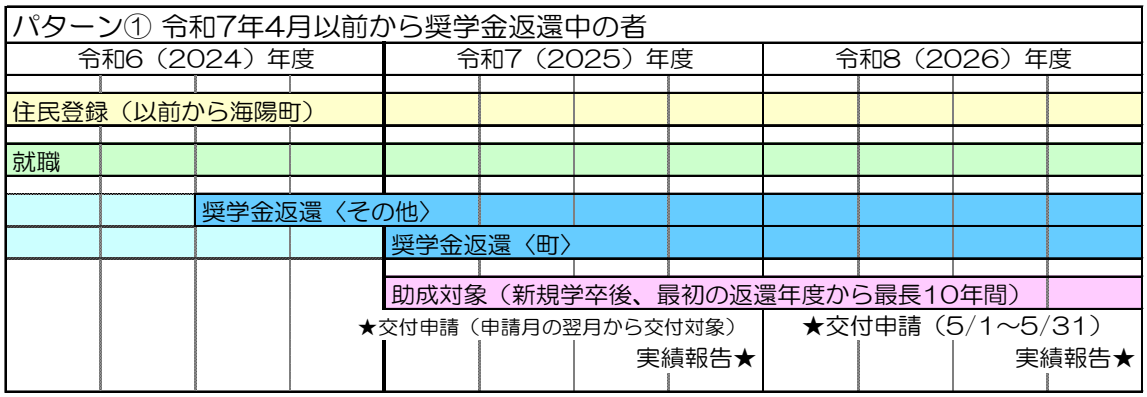

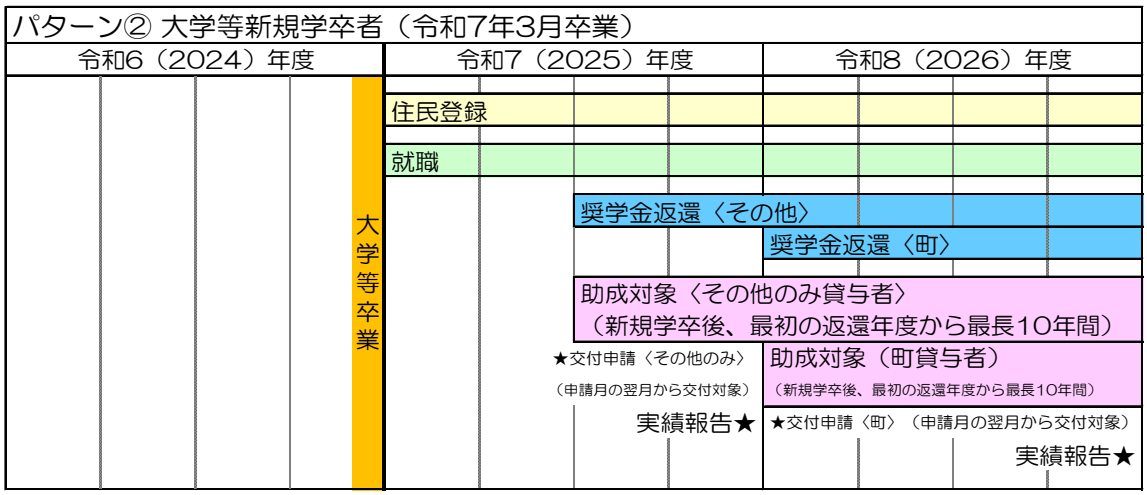

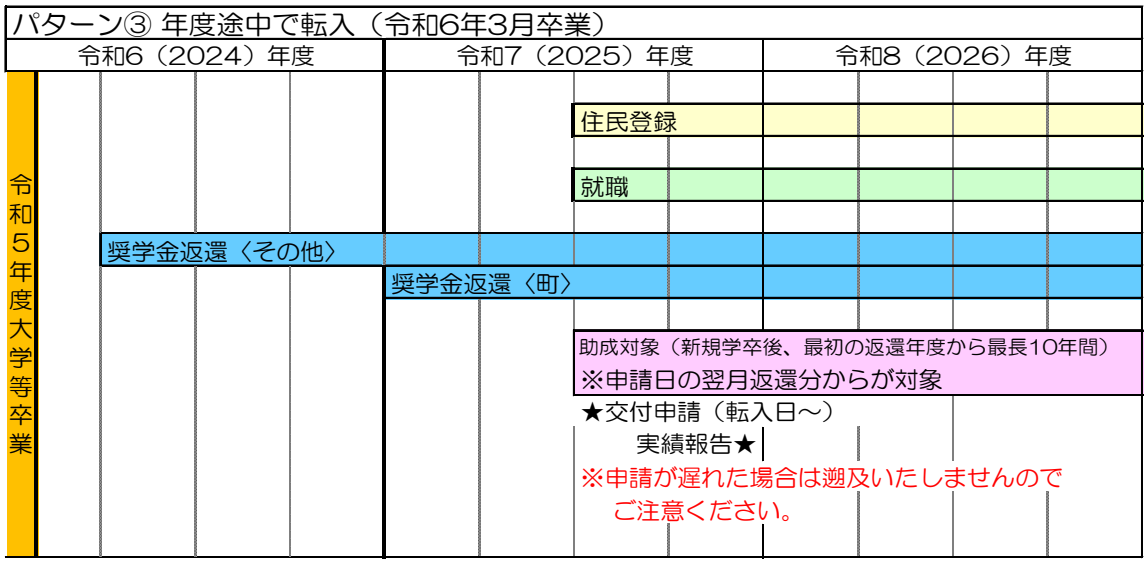

町奨学金貸与者は、他の対象奨学金と重複して貸与を受けている場合は
町返還金の返還開始年度から開始することができます。